平成２７年度障害福祉サービス等報酬改定に係る
説明会資料（居宅系）

久留米市健康福祉部障害者福祉課

目次

平成２７年度障害福祉サービス報酬改定について・・・・・・・・・・　Ｐ１
　１．報酬改定の基本的な考え方
　２．変更届の提出について
　３．届出様式の掲示について

報酬改定の内容について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ２
　１．全体の傾向について
　２．基本報酬の見直しについて
　３．地域区分の見直しについて
　４．加算の改定について（共通部分）
　５．加算の改定について（サービスごと）
　６．その他の改定について

その他の留意事項について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ７
　１．障害福祉サービス等の支給決定期間の変更について

平成 27 年度障害福祉サービス報酬改定について

障害福祉サービスの報酬は、3 年に１度見直しが実施されており、平成 27 年度は基本報酬及び各種加算等が改定される。

１．報酬改定の基本的な考え方

平成２７年度障害福祉サービス等報酬改定は下記の３つの基本的考え方による

①　福祉・介護職員の処遇改善	
・福祉・介護職員処遇改善加算の拡充	
・福祉専門職員配置等加算の拡充	など
②　障害児・者の地域移行・地域生活の支援	
・包括型グループホームでのヘルパー利用の延長	
・計画相談支援の加算創設	など
③　サービスの適正な実施等	
・生活介護の開所時間減算の強化	
・就労継続支援Ａ型の短時間利用減算の見直し	など

２．変更届の提出について

通常、算定報酬が増加する場合は、算定を開始する前月の１５日までに届出を行うこととなっている。

今回、報酬改定が実施されるため、市に届出の必要がある加算の届け出については、平成 27 年 4 月 1 日に算定を開始する場合で、平成 27 年 4 月 30 日までに市に届出をしたときは、平成 27 年 4 月 1 日に遡って当該報酬を算定できることとする。

但し、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ型を算定する事業所については、平成 27 年 4 月 15 日までに、改善計画書案を提出し、平成 27 年 4 月 30 日までに必要書類を揃えて届出ること。

また、報酬改定に関係ない届け出事項については、変更後 10 日以内に市に届出をすることとなっているので注意すること。

３．届出様式等の掲示について

変更届に添付する書類・様式については、厚生労働省から様式案が提示され次第、市ホームページに掲載する。

報酬改定の内容について

１．全体の傾向について

・報酬の改定率は±０％となっているが、処遇改善加算や重度障害者への支援が評価される一方、基本報酬の一部減額、減算の見直しが実施される等、メリハリを付けた対応となっている。

２．基本報酬の見直しについて

平成 24 年度の報酬改定以降の物価の上昇傾向を踏まえた上で見直しを実施。但し、平成２６年４月の消費税率引き上げ相当分は除かれている。

３．地域区分の見直しについて

地域区分については、平成 24 年度報酬改定において見直しが実施されており、平成 27 年度に完全施行される。

平成 27 年度以降、久留米市に所在する障害福祉サービス事業所等（児童福祉法規定の事業所を除く）は、地域区分がすべて「その他」になる。

４．加算の改定について（共通部分）

（１）福祉・介護職員処遇改善加算

現行制度を維持しつつ、更なる上乗せ評価を行うため、新たな区分を新設。

【改定後】		【平成 26 年度まで】
・福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ型	←	新設
・福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ型	←	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ型
・福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ型	←	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ型
・福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ型	←	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ型
・福祉・介護職員処遇改善特別加算	←	変更なし

※福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ型の算定要件

ア　職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
イ　資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
ウ賃金改善以外の処遇改善の取組について、近年新たに実施していること。
（ア・イ：キャリアパス要件、ウ：定量的要件）

（２）特定事業所加算Ⅳ（居宅介護・同行援護・行動援護）

中重度者の受入や人員配置基準以上にサービス提供責任者を配置している事業所に対する評価を行うため、新たに新設。

ア　体制要件（☆が新たに規定された要件）

☆事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該研修計画に従い、研修を実施又は実施予定としていること。

・会議の定期的開催
・文書等による指示及びサービス提供後の報告
・定期健康診断の実施
・緊急時における対応方法の明示
・熟練した従業者の同行による研修

イ　人材要件（☆が新たに規定された要件）

☆人員基準に基づき、常勤のサービス提供責任者が２人以下の事業所であって、基準により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を１人以上配置していること。

ウ　重度障害者対応要件

☆前年度又は算定日が属する月の前３月間における利用者（障害児を除く）の総数のうち、障害支援区分４以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が 50%以上であること。

５．加算の改定について（サービスごと）

【居宅介護】

（１）福祉専門職員等連携加算（５６４単位／回）

利用者に対して、サービス提供責任者が、社会福祉士等に同行して利用者の居宅を訪問し利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づくサービスの提供を行ったときは、初回のサービス提供が行われた日から起算して９０日の間、３回を限度として算定する。

※社会福祉士等

サービス事業所、指定障害者支援施設、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士その他の国家資格を有する者

【重度訪問介護】

（１）重度障害者に対する支援の強化

【改定後】
障害支援区分６の者に対しサービスを提供した場合、8.5%加算
【平成 26 年度まで】
障害支援区分６の者に対しサービスを提供した場合、7.5%加算

（２）行動障害支援連携加算（５８４単位／回）

利用者に対して、サービス提供責任者が、サービス事業所又は指定障害者支援施設の従業員であって、支援計画シート及び支援手順書を作成した者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であって、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に基づくサービスの提供を行ったときは、初回のサービス提供が行われた日から起算して３０日の間、３回を限度として算定する。

【行動援護】

（１）行動障害支援指導連携加算（２７３単位／回）

支援計画シート及び支援手順書を作成した者が、指定重度訪問介護のサービス提供責任者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該サービス提供責任者と共同して行い、かつ、当該サービス提供責任者に対して、重度訪問介護を作成する上での必要な指導及び助言を行なったときはサービス提供に移行する日の属する月につき１回を限度として算定する。

６．その他の改定について

（１）サービス提供責任者の配置基準の見直し（居宅介護、同行援護、行動援護）

【改定後】

改定前の①～③に加え下記の④を追加

④常勤のサービス提供責任者を３人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事するものを１人以上配置指定事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合、利用者の数が 50 人又はその端数を増すごとに１名以上とする。

【平成 26 年度まで】

①サービス提供時間 450 時間又はその端数を増すごとに１人以上

②従業員の数が 10 人又はその端数を増すごとに１人以上

③利用者の数が 40 人又はその端数を増すごとに１人以上

（２）重度訪問介護に係る特定事業所加算のサービス提供責任者要件の見直し

特定事業所加算を算定するための人材要件のうち、サービス提供責任者要件については、平成 27 年３月 31 日までの間、「サービス提供責任者のうち、重度訪問介護従事者として 3,000 時間の実務経験を有する者が 50%以上」であれば、要件に適合する経過措置がとられていたが、当該経過措置が廃止される。

また、当該サービス提供責任者要件として新たに、「重度訪問介護従事者として 6,000 時間の実務経験を持つ者」が追加された。

（３）行動援護に係る特定事業所加算のサービス提供責任者要件の見直し

特定事業所加算を算定するための人材要件のうち、サービス提供責任者要件については、平成 27 年３月 31 日までの間、「全てのサービス提供責任者が、居宅介護等従事者であって行動援護従事者養成研修を終了している者」であれば、要件に適合する経過措置がとられていたが、当該経過措置が廃止される。

（４）行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し

ヘルパー要件

【改定後】

①行動援護従事者養成研修修了者であって、知的障害者又は精神障害者の直接業務に１年以上の従事経験を有する者

②居宅介護従事者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に２年以上の従事経験を有する者（平成 30 年 3 月 31 日までの経過措置）

【平成 26 年度まで】

①行動援護従事者養成研修修了者であって、知的障害者又は精神障害者の直接業務に１年以上の従事経験を有する者（但し報酬が 30％減算）

②居宅介護従事者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に２年以上の従事経験を有する者

③行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に２年以上の従事経験を有する者

（５）行動援護に係る支援計画シート等未作成減算（新設）

「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」が作成されていない場合は、基本報酬を 5％減算

但し、平成３０年３月３１までの間、は未作成で減算されない経過措置を設ける。

その他の留意事項について

１．障害福祉サービス等の支給決定期間の変更について

平成２７年度より、サービス等利用計画、障害児支援利用計画若しくはセルフプランを添付して障害福祉サービス等の新規利用・利用更新をした利用者は支給決定期間が誕生月末に変更しています。

今後、更新時期が利用者により異なってきますので、支給決定期間の適切な把握・管理をお願いします。

なお、サービス等利用計画、障害児支援利用計画若しくはセルフプラン未作成の利用者については引き続き利用案内にご協力をお願いいたします。

【参考】

① 障害者支援施設・療養介護・共同生活援助

→ ３回目の誕生日若しくは障害支援区分認定期間終期のいずれか早い方まで

② ①以外の者

→ 次の誕生日若しくは障害支援区分認定期間終期のいずれか早い方まで

③ サービス等利用計画、障害児支援利用計画、セルフプラン未提出者

→ （①29 年度末②27 年度末）若しくは障害支援区分認定期間終期のいずれか早い方まで